

Instagram を活用した広報業務
委託仕様書

徳島県知事戦略局

1 業務名

Instagram を活用した広報業務(以下、「本業務」という。)

2 本業務の委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 本業務の背景及び目的

現在、若者をはじめ幅広い年齢層でSNS利用率が高まり、本県でも、県政情報の発信や県民との情報共有手段として、「X(旧 Twitter)」「Facebook」「Instagram」といった「SNS」を積極的に活用している。

本業務は、SNS のうち「Instagram」において、徳島県の魅力や観光に関係する素材を紹介し、県民が本県の魅力を再認識する「シビックプライド」を醸成するとともに、国内外からの本県の注目度・認知度を向上させることを目的とする。

4 本業務の概要

本業務では、県公式 Instagram 登録者数が、基準日(令和8年3月1日)時点において少なくとも5万人を超えることを目標とし、以下のことを実施する。なお、公告日時点のアカウント登録者数は、約1万人である。

(1)「縦型ショート動画」の制作及びそれに付随するテキストの作成

(2)徳島県公式 Instagram 広告の配信

※対象目標を獲得フォロワー数(以下、KGI)とし、画像や動画の作成本数・投稿回数・フォロワー獲得単価等、KGI 達成において適切と思われる KPI を設定すること。

5 要件

(1)「縦型ショート動画」の制作

県政及び徳島県を身近に感じていただけるよう、次に掲げるコンテンツを制作し、成果物を納品する。

① コンセプト

ターゲット層は、20 代～40 代の男女で、徳島県のことが好きな県民や他府県の人、徳島県のことを知らない他府県の人とする。フォロワー増加を目的に、各動画は特定のユーザーに訴求するものとする。

② 動画の長さ及び制作本数

リール投稿の動画は 15 秒～1 分程度を基本とし、作成本数は KPI に合わせる。

③ 特記事項

ア 原則として、動画制作に係る企画、取材、撮影、編集に至るまで一体的に受託者が行うこと。なお、必要に応じて、県から動画素材等を提供もしくは指定することがある。

- イ 有料素材等、県の指定する素材を使用するにあたり追加で発生した費用は、委託契約額に別途、加算するものとし、提案に含む KPI とは別で管理すること。
- ウ 本業務で撮影した動画素材等についても、併せて納品すること。
- エ テーマについて、県と受託者が協議しながら構成すること。

(2) 徳島県公式 Instagram 広告の配信

① 徳島県公式 Instagram 広告の配信

- ・本業務で作成した動画及び既存の動画について、広告を付与して配信を行うこと。
- ・配信動画、配信期間、対象とする年齢・性別・居住エリア・関心ジャンル等は、県と協議しながら決定すること。

② 広告実施の結果報告・検証

- ・実施した広告については、広告ごとに週に1回程度、フォロワー増加数、フォロワー獲得単価、インプレッション数、インプレッション単価、リーチ数、リーチ単価を県に報告すること。
- ・実施した広告結果の検証・分析を行い、報告すること。

6 成果品

(1) 提出書類

- ア 業務実施報告書
- イ 効果測定レポート
- ウ この業務により制作した提案書一式
- エ この業務に使用した映像、画像、テキスト、イラストデータ一式
- オ この業務により制作した映像、画像、テキスト、イラストデータ一式
- カ その他委託者が指示するもの

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体(DVD、CD-R 等)各1部

(3) 提出時期

委託業務完了報告書提出時期(ただし、随時協議の上作成する。)

(4) 提出先

徳島県知事戦略局

(5) 効果測定レポートの内容

実施した広告毎にインプレッション数、リーチ数、クリック数(率)、クリック単価、シェア、リポスト、いいね数、再生数、コメント数、項目別の集計(性別、年齢別、地域別、媒体別等)、配信に当たった問題点、今後の課題等を盛り込み、総合的な評価を記すこと。

7 留意事項

(1) 協議

受託者は、本業務の実施にあたり、徳島県と十分な協議を行い、円滑に事業を進めるものとする。また、業務内容に変更が生じた場合、不明瞭な点や疑義が生じた場合は、その都度、協議の上、定めるものとする。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務に関連して知り得た秘密情報は第三者に漏洩しないこととする。

(3) 知的財産権

ア 本業務の成果物(受託者が本業務より前から所有していた動画及びデータ等を除く)に係る全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び、その他一切の知的財産権(この作品が著作物としての要件を満たさない場合の著作権的利用に関する一切の権利を含む)は、徳島県に帰属するものとする。

イ 受託者は本業務の成果物について、徳島県並びに徳島県より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)及びその他一切の人格権を行使できないこととする。

ウ イラスト、写真等の素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者等の使用許諾を行い、県が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真等の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託者の責任において解決すること。

(4) 委託料及び経費

ア 本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。

イ 本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めていない。原則リースあるいはレンタルで対応すること。疑義がある場合は県と協議し、その指示に従うこと。

(5) 報告義務及び進捗確認

本業務を円滑に進めるため、県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(6) 業務の完了と支払い

ア 成果品の送料及び保管料については受託者の負担とすること。

イ 業務完了時に委託業務完了報告書を提出すること。様式は徳島県が指定する。徳島県による検収確認後に請求書を受理して支払を行う。発注時には契約書を作成するものとする。

(7) 契約の解除

上記の条件に違反した場合は、委託契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させるものとする。

(8) その他

県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。